

施設整備申込書の記載要領

- 社会福祉施設等を整備しようとする者は、施設整備申込書（以下「申込書」という。）を市長（市障害福祉課）に提出すること。
- この申込書は、令和6年度の整備申込に限り有効とする。
- この申込書については、鹿児島市施設整備審査会において国庫補助協議の可否を決定する。
なお、採否は、申込者に通知する。

【記載要領】

- 1 整備対象施設の概要
 - (1) 整備対象施設の障害福祉サービス又は施設の種別を記入。
 - (2) 障害の種別を記入。
 - (3) 創設の場合は仮称でも可。
 - (4) 整備後の障害福祉サービス毎の定員及び総定員を記入。
 - (5) 新設の社会福祉法人等は仮称を記入。
 - (6) 施設整備の目的・内容は具体的に記入。
 - (7) 過去の申込等の状況を記入。
- 2 整備予定地の状況
 - (1) 地番まで記入。
 - (2) 登記簿謄本から転記。
 - (3) 現況の地目を○で囲む。
- 3 施設整備の条件等
 - (1) 施設への取付道路や周辺道路の幅員、交通量、最寄りバス停等を記入。
 - (2) 周辺の工場、塵捨て場、ゴミ焼却場、公共施設、民家等の状況を記入。
 - (3) 農地法、大規模取引等事前指導要綱、国土利用計画法、都市計画法、森林法、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、国有財産法による里道、水路等の状況を記入。別紙5－2に記入。
 - (4) インフラの状況について記入。
 - (5) その他特筆すべき事項があれば記入。
- 4 施設整備計画
 - (1) 建物の構造及び面積等について記入。
 - (2) 環境に配慮した点や施設の木造化、内装等への木材の利用などについて記入。
- 5 施設整備の事業計画
 - (1) 整備予定年度と開設予定年月日を記入。
 - (2) 各区分ごとの額及び合計額を記入。
 - (3) 各区分ごとの額及び合計額を記入。合計額は総事業費の合計額と一致すること。
- 6 利用希望者の状況

地域の状況、利用予定者数、待機者の状況（居宅待機、他の施設に入所中など）等から、提供されることとなる障害福祉サービス等の需要について具体的に把握・記入。別紙6に記入。

7 社会福祉法人等

- (1) 社会福祉事業を行う動機・理念を具体的に記入。
- (2) 別紙1に理事長の略歴等(公職・兼務等を含む)を具体的に記入。
- (3) 共通別紙6、共通別紙8に記入。

8 施設長予定者（※ 創設の場合のみ作成する。）

別紙2に記入。施設長が決まっていない場合は施設長選考の考え方、方法を記入。

9 施設運営の状況

令和2～4年度の決算書（法人全体・事業別）を添付。

令和7～9年度の決算見込書（施設運営及び既存事業）を添付。

10 サービス提供実績について

別紙4に記入。同一の既存サービスを実施していない場合は、同種（通所系・入所系等）の事業実績を記入。

11 地域交流活動の状況

地域交流活動の実績について記入。新設法人については、計画状況を記入。